

民生委員・児童委員の役割

地域福祉の推進役として活躍する

近年、家族や地域社会のつながりが弱まり、社会から孤立した人々が増えています。このようななか、支援の必要な人々の生活状態を把握し、心の支えとなる民生委員・児童委員の役割は、ますます重要となってきます。2008（平成20）年には、大正7年大阪の地で方面委員制度が創設されてから90周年を迎えました。

10月に大阪市民生委員制度創設90周年記念大会を開催、歴史の深さと役割の重要性が再認識されました。今回は、その歴史を振り返りつつ、住民の立場に立って、地域福祉を推進する民生委員・児童委員の役割について考えてみたいと思います。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員とは、民生委員法及び児童福祉法に基づき、社会福祉の増進を任務として、市町村の区域ごとに設置される民間奉仕者です。地域の人々が自立して暮らすためのさまざまな支援を行うとともに、誰もが安心して暮らせる町づくりを進める役割があります。

民生委員・児童委員は、選挙や立候補などで選ばれるわけではありません。都道府県知事または政令指定都市もしくは中核市の市長の推薦により、厚生労働大臣が委嘱しています。任期は3年、定年は75歳。報酬はなく、交通費など活動費のみが支給されています。

民生委員・児童委員の数は、各自治体で異なり、東京都区部及び大阪市などの政令指定都市の場合、220～440世帯ごとに1人の民生委員・児童委員が配置され、おおむね小学校区である地区の世帯数を基準に委員数が決められています。大阪市では309地区において約4,000人の民生委員・児童委員が活動していますが、定数の4,166人に満たず、



西成区では独居の高齢者を対象に、週一回のヤクルトを届ける「愛のひと声運動」。民生委員による月一回の友愛訪問と2重にネットワークを敷き、情報収集のしきみをつくっている
(写真提供:西成区民生委員協議会)

□ 民生委員・児童委員に聞く

不就学児童のための寺子屋開設が原点

民生委員歴40年を超える西成区の永田道正さん。就任以前より、経済的理由で学校にいらない子どもたちの就学支援に取り組んできました。忘れられないのがこの光景。

「近所の公園で、ちょうど背丈ぐらいに生い茂っている雑草の中で、子どもたちが隠れているのを発見したんです。2～3人じゃないんですよ。20～30人も。なぜ学校にいかないのか。聞いてみると、みな戸籍がないというんです。驚きましたね」

子どもたちの将来を思うと放っておけなかつた永田さんは、不動産業を営む一方、寺子屋を開き勉強を教えました。同時に、家庭訪問を重ねて、保護者に戸籍をとるよう説得し、子どもを地域の小学校へと就学させる活動を繰り返しました。支援は、ついに小中学校や託児

地域福祉の重要な担い手にもかかわらず“なりて不足”的な問題を抱えています。

民生委員制度の歴史

民生委員制度のはじまりは、1917（大正6）年に岡山県で発足した「済世顧問制度」だといわれています。これは、第一次世界大戦末期、社会不安が広がる中、岡山県の笠井信一知事が県民の1割が生活困窮者であることを憂慮し、つくられた救済制度です。

また、同制度が発足した翌1918（大正7）年には、大阪府の林市蔵知事のもとで、貧しい人の生活状況の調査や救済にあたる「方面委員制度」が誕生しました。方面委員は、個別援助活動だけでなく、方面委員の中から常務委員を選び、常務委員連合会を運営するなど地域で組織化され、さらには月番制度での研修機能として「方面道場」を実施し、具体的な事例を持ち寄って検討するなどのしきみのなかで、方面委員たちは、熱心に切磋琢磨していました。委員制度の基本は「人」であり、「善き隣人」「無報酬の報酬」「自治の精髄」を体現できる人物、すなわち地域で黙々と世話をし、地域生活の実情を理解する人物が求められていました。

1936（昭11）年には方面委員令が制定さ

所の設立へと発展し、不就学児がいなくなる80年代まで続きました。社会の末端にいた子どもたちの姿に心が動き、行政や関係機関へ働きかけながら、根気強く環境改善を進め目的を達成した永田さん。この経験が「奉仕」の原点になったそうです。

「末端までいかなあかん」と家庭訪問

永田さんが民生委員・児童委員に就任した1960年代後半も、生活保護を受ける家庭が多く、同時に不正受給が大きな問題となっていました。「地域の末端までいかなあかん」という信条から、永田さんは受給家庭を精力的に訪問し、状況を把握。その件数は、他の民生委員より抜きん出て多く、月例報告をみた先輩の民生委員から「一人でこれだけ回れるはずがない」と疑われるほどだったとか。

担当区域のある西成区には、労働者の街、

れ、「方面委員制度」は、全国的な制度へと発展し、戦後には民生委員制度と改称され、今日に至っています。

新たな課題、多様化する役割

戦後、時代のニーズと社会福祉の変化に伴い、民生委員・児童委員の位置づけも変わってきました。

1947(昭和22)年、「児童福祉法」の施行後、児童委員を民生委員が兼務し、職務の範囲が広がり、翌1948(昭和23)年民生委員法が制定され、さらに1950(昭和25)年には、「生活保護法」において「補助機関」から「協力機関」に位置づけられ、民生委員・児童委員が保護の実施機関と住民とをつなぐ役割を担うようになります。

また、1994(平成6)年には児童福祉に関することを専門的に担当する委員として「主任児童委員」が設置されました

最も大きな節目となったのは、2000(平成12)年、50年ぶりの「民生委員法」改正です。社会福祉の形が大きく変化する中、民生委員・児童委員の位置づけは「社会奉仕の精神をもって保護指導にあたる」という従来の基本精神を継承しつつも「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」と改定されました。さらには「地域福祉推進」の主な担い手としても位置づけられています。

民生委員・児童委員が生活困窮者へ個別援助するという形から、住民と対等な立場にたち、多様化する地域課題について、民生委員・児童委員だけでなく地域ぐるみで課題解決にあたる形へと変化してきました。

共生と協働がキーワード

今後は、「協働」をキーワードに支援のネット

7つのはたらき

1. 社会調査のはたらき

担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。

2. 相談のはたらき

地域住民がかかえる問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

3. 情報提供のはたらき

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

4. 連絡通報のはたらき

住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関、施設、団体等と連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。

5. 調整のはたらき

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。

6. 生活支援のはたらき

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。

7. 意見具申のはたらき

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起します。

全国民生委員児童委員連合会「民生委員・児童委員活動7つのはたらき」より引用

ワークをさらに広げ、高齢、障がい、介護、不登校、子どもや高齢者の虐待など多様化する課題に対して、多様な角度から課題解決を行うことが求められます。そのためには、社会福祉協議会、企業をはじめ各種団体、個人など幅広く連携・協働することが必要あり、社会福祉の活動者や理解者を増やすことも重要です。

単に同じ地域に暮らしているというのではなく「共生」の福祉文化を共有する「福祉コミュニティ」づくりを進めるために、社会資源のコーディネーターであり、活動の実践者である民生委員・児童委員は、なくてはならない存在です。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、ご相談内容の秘密は守られますので、福祉に関する次のような心配ごとや困りごとなどを気軽にご相談ください。

- 生活や医療のことについて
- 児童のことについて
- ひとり親家庭等のことについて
- 障がいのある方のことについて
- 高齢者のことについて
- 生活福祉資金など援護資金の利用について
- その他福祉に関することについて

地域の担当民生委員・児童委員につきましては、各区の保健福祉センターまでお問い合わせください。

大阪市民生委員児童委員連盟会長 永田 道正さん



あいりん地域がありますが、永田さんは、軒下に寝る路上生活者の一人ひとりに声をかけています。

「おっちゃん元気か?」といえば「何かくれるんか?」と返事。日常会話の中で、心身の状態や働く意欲の変化を見抜く永田さん。「自立意欲があると思われる人には、アパートへ移ることを勧め、手続きのため福祉事務所(保健福祉センター)に付き添います。10人に1人がついてくれますね」

災害時は、消防署と連携して命を守る

西成区では、2006(平成18)年から全国で展開している「災害時一人も見逃さない運動」の一環として2007(平成19)年に大阪市消防局長より「消防警戒区域立入許可証」を取得しました。

「現場で焼死者がでた場合、その原因のひ

とつは消防署がどこに誰が住んでいるかを知らないからです。その点、民生委員は、災害時自力では逃げ遅れる可能性のある障がい者や寝たきりの高齢者(いわゆる災害弱者)の情報をほぼ把握しています。この情報を消防の指令補(責任者)に伝えることができれば、ひとりの命が助かるかもしれません」。永田さんは全国に広げたいと考え、実際、他府県の民生委員が研修で訪れることがあるそうです。

「社会はうまいことできてる」

「地域住民からの相談事を引き受け、一方でその解決ができるよう、福祉事務所、児童相談所、保健所に警察、社会資源が活用できるようにパイプをつないできました。社会は実にうまいことできます。何も難しいことはない」

職務についてやさしく語る永田さんは、初心を忘れず、今も自然体で活動をしています。新人民生委員には「説明するより現状をみてもら

うのが一番」との考え方から積極的に家庭訪問をすすめ、民児協の会議では、フリートーキングの時間をとって、それぞれの地域が抱えている問題や対処法などを話し合っているそうです。

民生委員制度ができて90余年、世の中は大きく様変わりしていますが、制度ができた当初の想いは、永田さんの中でしっかりと生きづいており、その想いも次代へ受け継がれています。